

清須市成年後見支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 清須市成年後見支援センター（以下「センター」という。）の適正かつ円滑な運営について協議するため、清須市成年後見支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) センターの業務内容及び運営体制に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 司法関係者
- (3) 医療機関関係者
- (4) 福祉機関関係者
- (5) 民生委員・児童委員の代表者
- (6) 高齢者福祉関係団体の代表者
- (7) 障害者福祉関係団体の代表者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を1人置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議の招集)

第6条 協議会の会議は、会長（会長がない場合は、市長）が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和5年6月1日から施行する。